

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 各市町村が業務効率化や住民の利便性向上に向けたDXの取組を着実に進めることができるよう、市町村のDXの進捗や支援ニーズを踏まえ、現状分析や支援計画の策定、デジタル人材の派遣等を行う支援を実施する。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 委託業者の選定にあたっては、単なる価格競争ではなく、市町村のDX支援にかかる企画力や実行力、専門的知識、ノウハウ等について、具体的な提案に基づき、その適格性を総合的に判断する必要があるため。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 本業務に係るプロポーザル評価会議において、別紙「公募型プロポーザル方式による提案募集の結果について」のとおり、有限責任監査法人 トーマツ 名古屋事務所を最優秀提案者として選定し、岐阜県プロポーザル方式事務処理基準第9に基づき、同者を契約交渉の相手方として決定した。